

各種使用基準

＜公民館グループ活動とは＞

公民館を使用する住民の自主的な学習グループで、その運営は代表者を中心に民主的に行われ、単なる技術習得にとどまらず、仲間作りを図りながら地域文化の向上に寄与していただくことが期待されています。

●グループ活動の基準

1 名称について

グループや集会の名称に、営利団体である大手学習教室に代表されるフランチャイズ方式（商標やノウハウ等が供与され対価を支払う営利行為）と混同されるおそれのある表現を使用することはできません。

2 会費の目安

1 人月額 3,000 円または日額 1,000 円以下としてください。
※限度額の算定上、テキスト代・教材費等の実費及び部屋使用料相当額は除外してください。

3 広報活動について

ホームページやチラシ等の広報活動において、公民館使用許可申請書の内容と異なる表現を使用しないで下さい。また、もっぱら営利を目的とする活動と混同されないよう、表現や掲載方法について十分注意してください。

4 活動内容の確認について

活動内容を確認するため、活動中に職員が入室する場合があります。また、会計報告書の提出を指示した場合はこれに従ってください。

5 その他

公民館活動であることを念頭に置いて活動し、疑義が生じた場合は、窓口までご連絡・ご相談ください。

●行事・イベントに関する基準

グループの構成員以外の一般参加者を対象とする事業を行う場合は、この基準に従ってください。

1 入場料・参加費等（材料費・教材費等を含む全ての徴収額）を徴収する場合

1 人当たり 1 回 3,000 円以下とすること。
但し、1 人当たり 1 回 1,000 円を超える場合は、次の要件を満たすことを条件とする。

- (1) 収益が出ない（※1）よう努めること。
- (2) 実施後 2 週間以内に会計報告書を公民館に提出すること。

2 販売行為（バザーを除く。）を行う場合

- (1) 販売行為を行事・イベントの主目的としないこと（作業所等の商品販売を除く）。
- (2) 販売品目は、講座や催しの中で使用又は引用する教材・書籍（講座と同内容の書籍、演奏した曲目の入った CD など）に限られること（作業所等の商品販売を除く）。
- (3) 公民館活動として不適当と認められる販売行為（※2）でないこと。
- (4) 事前に販売品目等届出書を公民館に提出するとともに、販売後、速やかに販売実績報告書を提出すること。
- (5) 販売に関する公民館の指導に従うこと。
- (6) 当日、届出内容確認のため、職員が入室する場合があること。

3 バザーを行う場合

- (1) 公用または社会教育・福祉活動を行うグループ・団体が、社会教育又は福祉活動の推進又は慈善のために行う活動であること。
- (2) 入場料は無料とし、目的及び収益金の主な使途を参加者に明示して行うこと。
- (3) 実施後 2 週間以内に会計報告書を公民館に提出すること。
- (4) 実施に当たっては、別に定める基準を守ること。

4 募金活動を行う場合

- (1) 社会教育又は福祉活動の推進又は慈善を目的に行うこと。
- (2) 募金の目的及び寄付先を参加者に明示して行うこと。
- (3) 募金に応じることを参加条件としたり、参加者に強制したりしないこと。
- (4) 実施後 2 週間以内に会計報告書を公民館に提出すること。

※1 収益が出ない
募集人数に基づき算定した入場料・参加費等の総額が、

開催に直接要する経費（会場使用料、講師料、ボランティア謝金、保険料、材料費・教材費等、その他開催に当たり支出すべき費用）以下であることをいう。

※2 不適当と認められる販売行為の例

- ・当該講座や催しの参加者以外に販売する場合
- ・販売価格が著しく高額である場合
- ・実演販売とみなされる場合
- ・著作権法等法令に抵触する場合

●営利目的に関する使用基準

会社・個人事業者などの営利に関する活動は下記 1～3 の場合に限り使用することができます。

1 使用が認められる活動

- ア 同業者組合、商店会、商店連盟などの活動
- イ 地域振興等を目的とした地産地消商品の展示販売
- ウ 営業・販売等の事実行為を含まない社内研修
- エ 社員のレクリエーション活動（社員展、演奏会、遠足時休憩等）
- オ 医療福祉事業者※1 が行う利用者向け講座やレクリエーション、作業所等の利用者募集や商品販売
- カ 社会貢献活動として実施する生涯学習事業
- キ 開発事業者が条例又は地元の要請に基づいて行う開発事業の地元説明会

【使用が認められない活動の例】

- ア 営利団体内部事務：入社試験、入社式、求人説明会、面接、経営会議、販売促進会議、株主総会
- イ 営業：顧客サービスの集会、商品の展示・説明会・販売、マンション建築・販売の説明会
- ウ その他：販売目的の物品製造、営利団体の顧客へのサービス提供・会員（顧客）募集の説明会

2 民間教育力活用事業

民間教育力活用事業（公民館活用促進プロジェクト）として、地域学習推進課が別に定める基準に従い、使用許可申請を行い、許可を受けた場合

3 一定の条件をみたす場合に使用許可できる活動

- ア 教室・講座・練習会等（①～③すべてをみたす活動）
 - ①会費 3,000 円/月または 1,000 円/日以下である
 - ・限度額の算定上、テキスト代・教材費等の実費及び部屋使用料相当額は除外可
 - ・保護者等受講生以外の来場者から会費を徴収する場合は、「行事・イベントに関する基準」に従うこと
 - ②他のサービスへの勧誘や会員（顧客）募集を目的としない
 - ③主催が株式会社等営利団体※2 でない。フランチャイズ方式でない。ただし、③に該当する場合も、実習室を利用する料理教室等の生涯学習事業は可
 - イ ピアノ・ダンス等学習成果発表会・公開講座・臨時的に行う練習会（①～②すべてをみたす活動）
 - ①会費を徴収する場合は「行事・イベントに関する基準」に従うこと
 - ②他のサービスへの勧誘や会員（顧客）募集を目的としない
- ※1 医療福祉事業者：地方公共団体の指定等を受けた事業者をいう
※2 株式会社等営利団体：株式会社・特例有限会社・合同会社・合名会社・合資会社をいう

以下については、別途基準がありますので、職員におたずねください。

- ★定期使用グループの登録・活動
- ★政治目的に関する使用基準
- ★宗教目的に関する使用基準

以下については、使用が制限または禁止される場合があります。

- ★申請内容と使用実態が異なる場合
- ★近隣住民や他の利用者に迷惑がかかる場合
- ★その他、市長が使用を不適当とした場合